

報告第 1 号

出雲地区合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日報告

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会規約について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律第 3 条第 1 項に基づいて、「出雲地区合併協議会」を設置することについて、同協議会の規約を添付して議会の議決を求めたところ、出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町は 1 2 月 2 4 日、斐川町は 1 2 月 2 5 日にそれぞれ同議案が可決された。

出雲地区合併協議会は、法定協議会の設置に伴い、出雲地区合併協議会規約について報告する。

報告第 2 号

出雲地区合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日報告

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会幹事会規程について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、出雲地区合併協議会規約第 1 3 条第 1 項の規定に基づき協議会に提案する必要な事項を協議又は調整するために設置された幹事会について、同条第 2 項の規定に基づき、その組織及び運営に関する事項について会長が定めたので報告する。

報告第 3 号

出雲地区合併協議会専門部会規程について、次のとおり報告する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日報告

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会専門部会規程について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、協議会において幹事会の指示を受け、出雲合併協議会規約第 3 条に掲げる事項について専門的に協議又は調整するための専門部会について、出雲地区合併協議会幹事会規程第 7 条の規定に基づき、必要な事項を会長が定めたので報告する。

報告第 4 号

出雲地区合併協議会分科会規程について、次のとおり報告する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日報告

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会分科会規程について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、協議会において専門部会長の指示を受け、出雲合併協議会規約第 3 条に掲げる事項について専門的に協議又は調整するための分科会について、出雲地区合併協議会専門部会規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、必要な事項を会長が定めたので報告する。

報告第 5 号

出雲地区合併協議会事務局規程について、次のとおり報告する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日報告

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会事務局規程について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、出雲地区合併協議会規約第 1 4 条第 1 項の規定に基づき協議会の事務を処理するため協議会に事務局を設置することについて、同条第 3 項の規定に基づき、必要な事項を会長が定めたので報告する。

報告第 6 号

出雲地区合併協議会事務局参与設置規程について、次のとおり報告する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日報告

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会事務局参与設置規程について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、島根県との調整を円滑に行い、また専門的な助言を受けるため協議会の事務局に参与を置くことについて、会長が定めたので報告する。

報告第 7 号

出雲地区合併協議会財務規程について、次のとおり報告する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日報告

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会財務規程について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、出雲地区合併協議会規約第 1 7 条の規定に基づき、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項について、会長が定めたので報告する。

報告第 8 号

出雲地区合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日報告

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、出雲地区合併協議会の会長、副会長、委員及び監査委員が協議会活動中又は協議会会議等へ出席のための移動中に生じた災害による公務災害補償の取扱いについて、会長が定めたので報告する。